特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和4年 R (2022年) 日 (全)

No. 15734 1部377円(税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.ip/

Ħ 次

☆最高裁令和4年5月20日第二小法廷判決 (不正競争防止法違反幇助被告事件) を題材に (1)

☆「知的財産推進計画2022」の概要について (9)

最高數令和4年5月20日第二小选延判決 (不正競爭防止法達反幫助被告事件)

青木・関根・田中法律事務所 弁護士・弁理士 森 修一郎

第1 はじめに

本件は、A株式会社(本件会社)の取締役常務執 行役員兼エンジニアリング本部長である被告人が、 タイ王国における火力発電所建設工事に際し、外国 公務員に不正の利益を供与したとして、不正競争防 止法18条1項違反の罪(21条2項7号。以下、「外 国公務員贈賄罪」又は「本罪」という。)で起訴され た刑事事件1である。

本件は、第1審判決(東京地判令和元年9月13日) は、被告人につき本罪の共謀共同正犯が成立すると したが (懲役1年6月 (執行猶予3年))、控訴審判 決(東京高判令和2年7月21日)は、第1審判決を 破棄し、被告人につき本罪の幇助犯が成立するとし た (罰金250万円)。

本判決は、控訴審判決を破棄し、被告人の控訴を 棄却して第1審判決を維持した。

官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携! 「財務省会計制度研究会報告の論点」など新たな動きを加筆。

日本大学総合科学研究所客員教授 有川 元会計検査院第四局長

A5 版上製箱入 本体 13,000+ 税

※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ!

官公庁契約法精

全国官報販売協同組合デ114-0012乗京都北区田蠵新町 1-1-14 TEL 03-6737-1500 FAX 03-6737-1510 https://www.gov-book.or.jp